

就学奨励費の支給対象経費についての考え方は、下記のとおりです。
参照ください。

長崎県立ろう学校

平成27年度 特別支援教育就学奨励費の支給対象経費について

項目	対象経費	限度額
教科用図書購入費	①高等部（本科・専攻科）の生徒が各教科を履修するために必要な教科用図書	実費
学校給食費	①学校給食の実施に際してかかる経費のうち、学校給食費の額（全学部1食あたり285円）	実費
通学費 ・（本人及び付添人）	①最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費 ○公共交通機関・・・定期券代（割引利用） または各種割引制度を適用した運賃 ○自家用車利用・・・ガソリン代（保護者等が自家用車等で通勤途中等に、児童等を学校へ送迎する場合は支給不可） 付添人経費・・・幼児、小学部第1学年から第3学年までの児童、肢体不自由又は重度・重複障害の小学部第4学年から高等部の児童生徒が通学する場合の付添人の交通費	実費
帰省費 （本人及び付添人）	①学校附設の寄宿舎に居住する児童等が年間39往復以内で、最も経済的な通常の経路及び方法により帰省する場合の寄宿舎からの往復の交通費 付添人経費・・・学校附設の寄宿舎に居住する幼児、児童、中学部の生徒、肢体不自由又は重度重複障害の高等部の生徒が年間39往復以内で帰省する場合の付添人の付添に要する交通費	年間39往復までの実費
職場実習費（交通費）	①学校の教育計画に基づき、職業教育のため現場（職場）実習に参加する場合の交通費	実費
交流及び共同学習費	①学校教育の一環としての幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童等とともに集団活動を行う交流及び共同学習に参加する場合に必要な交通費	実費
学用品・通学用品 購入費	【学用品購入費】 ①児童等（高等部専攻科を除く）が、通常必要とする学用品（保育用品）の購入費 ②対象経費範囲 a ノート、筆記用具等 b 副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴等 c 実験・実習用の材料、作業衣等 d 幼児の保育に必要な教育的保育用品 e b～dについて、パソコンソフト等のIT関連の学用品	幼稚部 実費（8,520円） 小学部 実費（11,420円） 中学校 実費（22,320円） 高等部（本科） 実費（31,690円）
	【通学用品購入費】 ①児童等（高等部専攻科を除く）が、通学のため通常必要とする通学用品 ②対象経費範囲 a 通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等	
	【ICT機器購入費】※平成26年度から学年進行（平成27年度は高等部1、2年生が対象） 別途説明済。	

項目	対象経費	限度額
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	<p>①新たに入学する児童・生徒（高等部専攻科を除く）が通常必要とする新入学にあたっての学用品、通学用品の購入費</p> <p>②対象経費範囲 a ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等 (制服がない小学部は通学用服は支給対象外。)</p>	<p>小学部 実費（20,470円）</p> <p>中学部 実費（23,550円）</p> <p>高等部（本科） 実費（23,550円）</p>
寄宿舎居住に伴う経費	<p>【寝具購入費】 ①児童等（高等部専攻科を除く）が寄宿舎居住に伴い通常就寝に必要な寝具の購入費</p> <p>②対象経費範囲 a 布団、毛布、枕（カバー類を含む。）等</p> <p>【日用品等購入費】 ①寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品等</p> <p>②対象経費範囲 a 洗面用雑品（タオル、歯ブラシ、石けん等） b 通信用品（ハガキ、切手、封筒、便せん等） c 衣料補修用品（糸、針、補修用布等） d 下着類 e 厚生修養費（新聞、雑誌等） f 保健衛生費（ちり紙、理髪代、洗濯用品等） g 生活必需品 h その他保護者が負担することとなっている場合の入浴料等</p> <p>【食費】 ①寄宿舎で通常支給する1日3回の食事に要する経費及び1日1回の間食に要する経費</p>	<p>実費（5,400円） ※高等部（専攻科）餘く</p> <p>実費（138,980円）</p>
修学旅行費 (本人及び付添人)	<p>①児童・生徒（高等部専攻科を除く）が、小学部、中学部又は高等部を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額</p> <p>付添人経費・・・肢体不自由又は重度重複障害の児童生徒が参加する修学旅行に付添う付添人の交通費経費 児童生徒の身体等の状況により修学旅行中、常時介添を要するため、校長の要請により付添う者</p>	<p>幼稚部 実費（156,210円）</p> <p>小学部 実費（148,850円）</p> <p>中学部 実費（148,850円）</p> <p>高等部 実費（139,750円）</p>
校外活動等参加費 (本人及び付添人)	<p>①児童等（高等部専攻科を除く）が学校行事として実施される「校外活動」に参加するに要する経費のうち、校外活動に直接必要な交通費及び見学料</p> <p>②学校行事として実施される「宿泊生活訓練」に参加するに要する経費のうち、宿泊生活訓練に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料</p> <p>付添人経費・・・付添いに直接必要な交通費及び見学料</p>	<p>幼稚部 実費（1,550円）</p> <p>小学部 実費（17,980円）</p> <p>中学部 実費（23,870円）</p> <p>高等部（本科） 実費（24,020円）</p>
職場実習宿泊費	①学校の教育計画に基づき、職業教育のための現場（職場）実習に参加する宿泊費	高等部 実費（7,380円）

※限度額は、支弁区分Ⅰ段階の方の金額となります。

※学用品購入費・日用品購入費・新入学用品購入費等は、領収書に基づく支給となります。